

第三十七号

徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の制定について

徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十八条第一項の規定に基づき、徳島県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

(組織)

第二条 不服審査会は、委員五人以内で組織する。

(不服審査会への付議)

第三条 知事は、法第五十六条の五の五第一項の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 審査請求の内容が利用者負担に関するものであるとき。

三 その他知事が専門的な事項について審査を要しないと認めるとき。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、不服審査会に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたことに鑑み、徳島県障害児通所給付費等不服審査会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。